



◆「すずらん」へのご意見・ご要望・ご感想などありましたら、ぜひ電話、メールを送ってください。

## 卷頭言 元気よく

理事長 大長 義信

正に激動の二十年度もようやく終り、新年度入りを迎える時期になりました。この一年、政治経済が極め付きの低迷をする中で、福祉事業の運営も大変厳しいものでした。障害者自立支援法への確実な移行と適切な対応を目指に掲げて事業を進めてきましたが、元々施行後の見直しを前提にしたものであつただけに、制度そのものの信赖感を損ねるようなことも幾度か経験しました。法人傘下では二十一年度から新制度に移行可能な事業所は全て移行が完了する事になるので、制度的な拡充が早急に進む事を強く願っています。

新制度が勧める障害者の就労支援については、工賃倍増を掲げて全法人で取り組んできましたが、年度後半には失速した感がありました。目標を達成するためには授産作業の単価と仕事量アップを図らなければなりませんが、今までの仕事量を確保するのに汲々としていて、工賃を増やすどころ

ではありません。まだ授産作業そのものが弱い立場の成り立ちであり、福祉制度の後押しだけでは簡単にこの立場が變るものではない事を実感していますが、私達としては決して工賃倍増を諦めた訳ではなく、来年度もあらゆる方法を模索して取り組んで行かなければならないテーマだと位置付けています。

もう一ついつも頭を悩ませたのは福祉職員確保の難しさでした。一般的にも福祉職員の離職率の高さが言われている中で、法人でも必要な職員を確保できずに利用者のニーズに応える事が出来ずに年度を越えてしまった事業もあります。

平成十八年四月、自立支援法への移行がスタートしました。まずは、日額制です。今までの月額制では毎月決まった額の報酬を受け取っていましたが、帰宅や入院等でホームを利用しない人がいた場合は減算される事になります。少人数のホームの場合、一人分でも減らされると運営に対する影響が大きくなります。もちろん、一人帰宅したからといって他の利用者がいるわけですから、世話を人の勤務を一時間短縮する等という訳にはいきません。

そして九月に利用者五十三名の障害程度区分が決定されました。一〇六項目にわたる認定調査は、身体機能を重視した内容になつていて、利用者の特性や支援の必要性を正確に表す視点に欠けています。また、主治医を持たない利用者は、医師意見書を適切に作成してくれる医師を充分に吟味して探す時間的余裕もなく、駆け足での流れ作業的な調査でした。ホームは区分によつて報酬額が違う為、その結果は運営にとってかなり大きな影響がありました。また、その区分により「ケアホーム」と「グループホーム」に分けられましたが、実際は今までのホームでの同じ支援であり、単に事務の煩雜さを招いているだけという印象です。

## 特集

### 自立支援法 ～多自総論～

ホームすずらん 遠藤 恵子

## グループホームの現状

こうした事により、十八年度からの収入は激減しました。十九年度からの各種の加算も付け焼刃的で、根本的な解決には至っていません。望みの綱はいかに利用者の皆さんに一日でも多くホームについてただくかという事ですが、やはり今までどおりに週末に帰宅を望みます。

もちろん、帰宅させないような強制はできません。

現在、ホーム利用を待機している方は二十人近くいます。国は平成二十三年度までに「施設から地域へ」と六万人のホーム不足です。特に昨年六月に起きたホーム火災の影響もあり、ホームの新設には建築基準法上必要な条件が加わり、今までに増して物件探しが困難になります。そして、大きな課題は慢性的な人材不足です。早朝と夕方からの勤務となると中々条件に合う人が見つかりません。安定した給料が用意できればいいのですが、現実的には日中活動等と比較しても報酬単価は低く設定されています。世話人の仕事は生活面全般にわたり非常に幅広く、かつ決まりました。世話人の仕事は生活面の移行が一段落しますので、企業就労等の地域生活移行・工賃アップ・地域での生

氣で安心できる魅力的なホーム生活を、一日でも多くの利用者に提供したい……その実現の為に、眞の意味での「自立支援法」に改正されなければなりません。

行かなければなりません。

一人の世話を人が支援に走り回る落ち着かないホームではなく、穏やかな雰囲気で安心できる魅力的なホーム生活を、

れているとしか思えません。

この四月で法人事業所の自立支援法の施行が一段落しますので、企業就労等の地域生活移行・工賃アップ・地域での生

活や活動の場確保等、従来から法人として重点的に実施してきた支援を、より有効的にかつ確実に行うことのできる体制の整備に、二十一年度は本格的に取り組んでいきたいと思います。

障害者自立支援法の施行から二年目を迎え、昨年十二月には施行後三年目の改正案の骨格が厚労省から提示されました。若干の報酬単価の改善が図られるといわれていますが、まだまだ地域生

活に重要な役割を果たす就労継続B型事業・グループホーム・ホームヘルプ・ガイドヘルプ等において、国の定めた基準では、職員の犠牲なしではまともなサービスが提供できない状況が続くと思われますので、職員配置基準の抜本的な改正が必要です。

制度が安定していない中ではあります

が、様々な工夫をしながら、職員の協力を得て、利用者サービス向上を実現させていきたいと思っています。

活に重要な役割を果たす就労継続B型事業・グループホーム・ホームヘルプ・ガイドヘルプ等において、国の定めた基準では、職員の犠牲なしではまともなサービスが提供できない状況が続くと思われますので、職員配置基準の抜本的な改正が必要です。

制度が安定していない中ではあります

が、様々な工夫をしながら、職員の協力を得て、利用者サービス向上を実現させていきたいと思っています。

活に重要な役割を果たす就労継続B型事業・グループホーム・ホームヘルプ・ガイドヘルプ等において、国の定めた基準では、職員の犠牲なしではまともなサービスが提供できない状況が続くと思われますので、職員配置基準の抜本的な改正が必要です。

制度が安定していない中ではあります

が、様々な工夫をしながら、職員の協力を得て、利用者サービス向上を実現させていきたいと思っています。

活に重要な役割を果たす就労継続B型事業・グループホーム・ホームヘルプ・ガイドヘルプ等において、国の定めた基準では、職員の犠牲なしではまともなサービスが提供できない状況が続くと思われますので、職員配置基準の抜本的な改正が必要です。

制度が安定していない中ではあります

が、様々な工夫をしながら、職員の協力を得て、利用者サービス向上を実現させていきたいと思っています。

も職員も新しいスケジュールに戸惑いながら一日を過ごしていたと言うのが本音です。しかし、時間の経過と共に新しいスケジュールにも慣れ、給食の配膳もスムーズに行えるようになりました。

今では、朝通所してくると必ず今日の味しそう』等とても楽しみにしている様子が伺えます。

給食になつて一番良かったことは、何よりも温かい食事が頂けるということです。まだ給食サービスが始まって間もないで今後様々な課題等が見えてくると思いますが、一つ一つクリアして美味しい給食を提供していくければと思います。

味しそう』等とても楽しみにしている様子が伺えます。

今では、朝通所してくると必ず今日の味しそう』等とても楽しみにしている様子が伺えます。

給食になつて一番良かったことは、何よりも温かい食事が頂けるということです。まだ給食サービスが始まって間もないで今後様々な課題等が見えてくると思いますが、一つ一つクリアして美味しい給食を提供していくければと思います。

前にも設立、すずらんの会が指定管理者になって運営しています。基本事業は、相談支援、就労移行支援、地域交流、市内事業所との連携・調整等です。

一昨年にオープンした喫茶コーナー、

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は様々であつていいのです。事業主にその余裕と理解があるかどうか。障害者雇用は年々上昇傾向にはありますが、障害者雇用の環境整備を図る助成金について、手続きの簡素化を含め確実・迅速な処理、支給基準の明確な周知等により、より利用しやすい仕組みとともに、ニーズに合致した内容の改善等の検討が必要である。社会保険労務士 藤田典子(敬称略)

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの家 飯島 智春

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罰則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罚則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罚則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罚則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罚則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罚則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

すずらんの会通信講座

法で定められている  
企業の障害者雇用率<1.8%>について②

◆1. 「障害者雇用納付金制度」

毎年1回、身体障害者及び知的障害者の雇用に関する状況を報告することになっています。障害者を雇用するには一定の経済的負担を伴うこともあり、雇用義務を誠実に守っている企業とそうでない企業とでは経済的負担のアンバランスが生じます。この制度では、労働者数301人以上の障害者雇用率(1.8%)未達成の事業主からは、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。

なお、当分の間は、労働者数300人以下の事業主からは徴収しないことになっております。

◆2. 罚則

障害者雇用率未達成の事業主に対しては、公共職業安定所が「障害者の雇入れに関する計画」を作成するように命ずることがあります。この命令に違反して計画を作成しない事業主に対しては、罰則(20万円以下の罰金)が設けられています。なお、正当な理由なく雇入れ計画の変更または適正な実施に関する勧告に従わない事業主については、その旨を厚生労働大臣が公表することがあります。

◆3. 改正障害者雇用促進法案の内容

「改正障害者雇用促進法案」は国会で成立しないまま継続審議となっています。現在は障害者の雇用者数が法定雇用率(1.8%)に満たない労働者「301人以上」の企業に課されている納付金の支払義務について、平成22年には「201人以上」、平成27年には「101人以上」の企業へ拡大するということがこの改正案の大きな内容です。

◆4. 今後の障害者雇用の見通しや問題点

すばり景気回復。企業の規模に関係なく活躍できるフィールドを作ることは可能であり、就業形態は

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

今まですずらんの家では、手作り弁当・仕出し弁当等を食べてましたが、平成二十一年一月六日(火)から利用者の皆さんが楽しみに待っていた給食サービスが開始となりました。

<

## 新任職員紹介

新しくすずらんの会に仲間入りした2人の職員を紹介します。



▼この度、新入職員としてお世話をなる事になりました。前職では介護福祉士として二年間高齢者施設で働いておりました。そんな私は以前から障害者福祉に興味があり、就労の援助をしたいという思いから今回進路を変え、入社いたしました。前職との違いなどに戸惑いながらも日々勉強の毎日を送っております。

これからも一生懸命に取り組んでいく所存ですので今後とも宜しくお願ひします。ワークショップ・フレンド

富田 康義

▼今年1月より、あいSでサービス提供責任者として勤務しています。私は親の介護がきっかけで介



護職に興味を持ち、訪問介護に携わりたいという思いでこの仕事をはじめました。もちまえの明るさとガッツで、誰からも信頼れるサービス提供責任者を、また「心ある介護」を目指したいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



あい S 田口 ひとみ  
護職に興味を持ち、訪問介護に携わりたいという思いでこの仕事をはじめました。もちまえの明るさとガッツで、誰からも信頼されるサービス提供責任者を、また「心ある介護」を目指したいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

## 広げよう職員のわつ!

ハンチング帽子がトレードマークである大和障害者自立支援センターの星野センター長を紹介します。

お洒落でダンディーなセンター長ですが相談援助分野ではスーパーバイザーであり、特に介護予防においては担当された利用者からは今まで感謝の声が聞かれる伝説の方です。

メタボや足腰が気になりだした皆さんも是非是非介護予防体操お試しあれ。

あい S 平原

～ご寄付をいただきました～

KYB 労働組合様

すずらんの会父母会様

住友スリーエム労働組合様

小山 喜美司様

この場を借りて、感謝申し上げます。

ありがとうございました。

## ワークショップ・フレンド 大工事しました！！

平成21年度4月より更なる多機能施設としてスタートします！！

「あいあいS」に加え、「ぱれっとフレンド」と「ホームすずらん」が仲間入りします。

3月末に全工事終了予定！！乞うご期待！！

## 職員募集！

すずらんの会の下記の事業所では、職員募集をしています。お気軽にご連絡ください。

ホームすずらん

グループホームで利用者の生活支援をします。特別な資格は不要です。ホーム見学会も開催していますので、興味のある方は、是非お問い合わせ下さい。

連絡先：042-711-9101

あい S

ホームヘルパー・ガイドヘルパーの登録ヘルパーを募集しています。有資格者（介護福祉士・ホームヘルパー1又2級・ガイドヘルパー移動介護従事者）であれば、年齢を問わず、お待ちしています。

連絡先：042-777-6776

編集後記  
☆編集作業のバックミュージックはドンドン・ギーッ!工事の音。次々ときれいに様変わりしているフレンドの完成が待ち遠しいです。(N)  
☆横文字が並ぶ昨今に縦書きの広報はいかがでしたか？日本人！縦書き文化を再確認と読みかけの本を引っ張り出してはみたものの、今は春、春眠暁……Z zzzz……?!! (A)